

千葉市立新病院地下水浄化設備整備・運営維持管理業務委託契約書（案）

千葉市（以下、「発注者」という。）と【受注者名】（以下、「受注者」という。）は、千葉市立新病院地下水浄化設備整備・運営維持管理業務委託について、次のように契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、発注者の施設敷地内に地下水浄化設備を設置し、発注者の施設へ浄化した水（以下、「浄化水」という。）を供給する。

2 受注者は、発注者の病院としての公共性を認識し、発注者の正常な医療活動に支障をきたさないよう、地下水浄化設備の安全面及び衛生面に万全を期した運営維持管理並びに効率的な運用に努め、関係法令を遵守し、本契約を誠実に履行する。

（契約の履行場所）

第2条 契約の履行場所は、千葉市美浜区若葉3丁目1番27、41の一部とする。また、必要な地下水浄化設備は同敷地内に設置するものとする。

（業務期間及び浄化水供給開始予定日）

第3条 業務期間は、契約締結日（令和5年度中）から令和〇〇年〇月〇〇日までとする。

2 浄化水の供給開始は令和8年3月目標とし、発注者及び受注者のやむを得ない事情により変更を求める場合には、双方協議の上、変更ができるものとする。

（契約単価）

第4条 浄化水1 m³あたりの契約単価は次のとおりとする。

契約単価 〇〇〇 [円/m³]

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇 [円/m³]

2 浄化水使用料は、前項の契約単価に浄化水供給量を乗じた額とする。なお、小数点以下の端数については切捨てるものとする。

3 消費税について税率の変更があった場合には、変更後の消費税率を適用する。土地使用料、電気料金、下水道料金及び経済情勢の変化により契約単価の変更が必要となった場合、発注者と受注者とが協議をして契約単価を定める。

4 金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

（最低供給量）

第5条 受注者は、浄化水の1年あたりの最低供給量〇〇〇〇〇m³を保証するものとする。

（最低使用量）

第6条 発注者は、浄化水の1か月あたりの最低使用量〇〇〇〇〇m³を保証するものとする。

（契約単価の変更方法等）

第7条 契約単価の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する

ものとする。ただし、発注者が契約単価の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。その際受注者は発注者が費用の妥当性を確認するための資料を整備すること。

(業務の検査)

第8条 受注者は、毎月の業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(業務の手直し)

第9条 受注者は、前条の検査に合格しないときは、直ちに改善措置を講じ発注者の検査を受けなければならない。

(支払い)

第10条 受注者は、第8条の検査に合格したときは、浄化水使用料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に浄化水使用料を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第12条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称並びに住所、委任し、又は請け負わせる業務の範囲等を明らかにし、あらかじめその内容を発注者に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない事由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の内容及びその他業務を行うにあたり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第15条 受注者の責めに帰すべき理由により第3条第2項に定める時期に浄化水の供給を開始することができないときは、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、履行遅滞に係る浄化水使用料につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第10条第2項の規定による浄化水使用料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2の規定による

排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。以下同じ。)したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、支払見込額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第18条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第16条又は第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 発注者の求めによる業務の中止期間が契約期間の10分の5(契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第 20 条 受注者は、この契約に関して第 17 条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、支払見込額の 10 分の 2 に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 第 17 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、確定した命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号及び第 6 号に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合。
 - (2) 第 17 条第 3 号のうち、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受注者について同法第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定したときを除く。
- 2 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令又は同法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成業務者である業務者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。第 4 項第 2 号において同じ。）により、受注者等に同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるときにおいては、支払見込額の 10 分の 2 に相当する額の賠償金を支払わなければならない。
- 3 この契約に関し、受注者の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したときにおいては、支払見込額の 10 分の 2 に相当する額の賠償金を支払わなければならない。
- 4 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前 3 項に規定する支払見込額の 10 分の 2 に相当する額のほか、支払見込額の 100 分の 5 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 2 項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 2 第 8 項又は第 9 項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第 2 項に規定する納付命令若しくは排除措置命令若しくは刑法第 96 条の 6 又は第 3 項に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 5 第 1 項から第 4 項までの規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するも

のとする。

6 受注者は、契約の履行を理由として、第1項から第4項までの賠償金を免れることができない。

7 第1項から第4項までの規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。受注者が賠償金を支払った後に、実際の損害額が賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。

(賠償金等の徴収)

第21条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(労働関係法令の遵守)

第22条 受注者は、従事する者の賃金、労働時間等適正な労働条件を確保するため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等労働関係法令を遵守しなければならない。

(病院設備の使用)

第23条 発注者は、業務に必要となる電気設備、排水設備等について、発注者の設備を受注者が使用することを許可するものとする。なお、設備の使用にあたっては、受注者の負担にて子メーターを設置し、維持管理を適切に行うこととする。

(電気料金及び下水道料金の支払い)

第24条 業務のために必要な電気料金及び下水道料金は受注者の負担とし、発注者が発行する納入通知書に定める日までに、発注者指定口座へ料金を入金しなければならない。

2 当該月の請求額は、当該月単価に使用量を乗じて算出した額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、当該端数は切り捨てるものとする。）とする。

3 但し、地下水浄化設備からの排水は雨水放流を基本とし、汚水放流へ変更となった場合に生じた契約単価の変更に関しては第7条の規定に基づき発注者と受注者が協議して定める。

(行政財産の使用許可)

第25条 受注者は発注者に対し、地下水浄化設備及び付帯設備の設置に伴う行政財産（地方公営企業の用に供するもの）使用許可申請を行い、発注者の使用許可を得るものとする。また、発注者が発行する納入通知書に定める日までに、発注者指定口座へ入金しなければならない。

(苦情への対応)

第26条 発注者及び受注者は、業務に伴い、近隣住民等から苦情を受けた場合には、協力し真摯にこれに対応するものとする。

(原状復旧)

第 27 条 受注者は、契約期間満了時及び発注者の責に帰することのできない理由による解約等により本業務が終了した場合は、遅滞なく、本業務を履行するにあたって受注者が設置した設備を撤去し原状復旧を行うものとする。ただし、コンクリート基礎、配管等、撤去が困難で原状に復帰することが容易でないと判断される設備についての取扱いは、発注者及び受注者双方協議の上、決定をする。また、撤去に要する費用は全て受注者が負担するものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第 28 条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 29 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者受注者双方記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

発注者 千葉県千葉市中央区千葉港 2 番 1 号
千葉市
千葉市病院事業管理者 山本 恭平

受注者 【住所〇〇〇〇】
【名称】
【代表者】

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方（以下「納入者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 納入者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 千葉市（以下「発注者」という。）は、納入者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 納入者が前条第1項各号に該当するとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(3) 納入者が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が納入者に対して当該契約の解除を求め、納入者がこれに従わなかったとき。

2 納入者が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 納入者は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

5 発注者は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより納入者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 納入者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 納入者の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、納入者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 発注者は、納入者が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。納入者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。